

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第7号

新潟市教育財産管理規則の一部を改正する規則

新潟市教育財産管理規則（昭和59年新潟市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中央図書館長の項中「図書館」の次に「及び西川多目的ホール」を加え、中央公民館長の項中「，西川学習館及び西川多目的ホール」を「及び西川学習館」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。